

## ごみ処理基本計画（案）

パブリックコメントによる意見募集の結果について

令和6年2月

龍ヶ崎市都市整備部生活環境課

## 提出された意見とその意見に対する市の考え方

意見提出期間	令和5年10月17日（火）から令和5年11月15日（水）
意見提出者数	2人
意見件数	18件

No.	意見の要旨及び内容（原文のまま）	件数	市の考え方
1	【3 ページ】 図1-1の位置づけにおいての本計画の最上位の各計画が“等”について 関連付けされている計画は全て公表して頂きたいと考えます。	1	ご意見のとおり、関連する計画が明確となっていないため、別紙の通り修正いたします。
2	【5 ページ】 第5節 計画目標年次と本書名称について 15年の間で5年間毎の見直しすることで本書タイトル名称も考慮した方が妥当と考えます。 県でも第何次(第2節 計画の位置づけ)と謳っているので、本書も何次として加えるべきと考えます。	1	今般策定いたしますごみ処理基本計画につきましては、その計画期間を令和6年度から令和20年度の15年間としておりますが、廃棄物の処理に係る法令・制度や環境の変化を考慮するため、概ね5年毎に見直しを行うことといたします。なお、基本理念・基本方針は引き継いで参りますが、見直しを行った際には、巻末に「〇年〇月〇日一部改正」と表記いたします。
3	【5 ページ、67 ページ】 計画の改次や見直しについて 計画執行前に意識(アンケート)調査を13~14年目に行い、時期計画に反映させたほうが妥当です。	1	ごみ処理基本計画については、計画期間の満了の他に、ごみ処理体系の大幅な変更等の要因によって、計画期間満了を待たずに変更する可能性を考慮し、意識調査の実施時期を明記しておりません。
4	【19 ページ・20 ページ】 4 は市の動向よりも本書で目標値を定め尊重してもいいと思います。 企画課でもそのように尊重し確認しています。	1	掲載されるそれぞれの指標及びその目標値につきましては、関連計画との整合性や本市の動向、さらには社会的な要請等を踏まえ設定しております。なお、出典を明確にするため表3-11 備考欄の表記について別紙のとおり修正いたします。
5	【23 ページ】 ごみ分別区分ですが、最新のものR5年度(23年度)でよろしいと考えます。	1	内容を精査した結果、ご意見のとおり令和5年度(2023年度)の表記へ修正いたします。

	計画は1年目として開始しますから。		
6	<p>【24 ページ】 表3-16で手数料が不備か表現でしょうか？ 燃やすごみ袋1枚あたりが大で110円？ → “1式10枚入り” 他の金額を確認願いたい。</p>	1	ご指摘の箇所について誤りを確認いたしましたので別紙のとおり修正いたします。
7	<p>【24 ページ】 表3-16の出典：「龍ヶ崎市HP、龍ヶ崎市資料」手数料を発するのは当計画からと思いますが。 厳密にいうと市庁舎（HP含む）どこの資料でしょうか？</p>	1	ごみ処理手数料は、「龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」に定められております。 出典を明確にするため「龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例、龍ヶ崎市HP（ごみ・収集処理）」へ修正いたします。
8	<p>【25 ページ】 経費について ごみ袋の歳入経費が不明で処理費がどれだけ税でやらなければならないか？ 住民は気になることで、光熱費の高等は逃げられないと考えます。 住民もごみ袋の費用をいつまで維持できるか、今のままで処理施設が維持管理できるかが不明ですので経費の実態を公表した方が妥当と考えます。</p>	1	指定ごみ袋の価格については、指定ごみ袋の製造・流通コストに相当する額をご負担いただいております。収集・運搬コストや焼却等の処理コストなどのごみ処理経費には充てられておりません。 人口減少社会を鑑みると、高額なごみ処理費用と負担の公正性を踏まえたごみの排出形態・ごみ処理環境の検討が必要であると考えております。
9	<p>【41 ページ】 1 資源物回収への支援・助成 ③の店頭回収はペットボトルその他回収可能な対応店舗が増えています。 表記変更してもいいのではないのでしょうか？</p>	1	店頭で実施されている資源物回収品目については、各事業所が独自に実施しているリサイクル活動の範囲で行われております。ここで表記するペットボトルの回収につきましては、本市の取組として実施するペットボトルのリサイクルについての表記としております。

10	<p>【41 ページ・75 ページ】 2 の生ゴミの堆肥化で団地、寮、アパート、集合住宅において推進を検討してみはいかがでしょうか？</p>	1	<p>本市としては、民間により管理される個別の施設等に限って、生ごみの堆肥化を導入することは難しいものと考えます。生ごみの堆肥化につきましては、今後のごみ減量施策を検討する際の一つの参考とさせていただきます。</p>
11	<p>【68 ページ】 ③近年のホームページが類の仕分けやあれこれと掲載となってきた。再度精査し、わかりやすく！ アプリについて、を立てて構築を！！また、災害ごみの対応を防災安全課と手を組んで頂きたい。</p>	1	<p>ごみや資源物の分別区分・処理方法等について、市民の皆様へより分かりやすい情報提供に努めて参ります。なお、災害廃棄物への対応については、非常時に備えるため災害廃棄物処理計画を策定しておりますが、関係各課との連携をより強靱なものとするべく、引き続き精査対応して参ります。</p>
12	<p>【68 ページ・77 ページ・78 ページ】 集積所のあり方についての啓発、市民協働の推進 防護ネットしかない集積所は場所にもよるが、おき方を考慮していない人が見受ける。 運搬業務に手間かかるため、運搬業務の人員減少が懸念されなくてはいけないと考えます。 それに伴い集積所の減少も懸念されます。集積所の排出モラルを考慮し、量多い集積所の整理整頓は必須でないでしょうか？ 簡単なのは金網ケースの導入を検討してくれると幸いです。 地区の代表にも声がけしていますが、なかなか補助してくれないのが現実です。</p>	1	<p>ごみ集積所の維持管理につきましては、設置者である住民自治組織や施設管理者において管理することとなっており、ごみ集積所利用者への分別ルールの喚起をはじめ、カラス除けネット等の設置など、ごみ集積所の適正管理に向けた取り組みを行っていただいているところです。 今後も引き続き、ごみ排出時のモラルの向上が図られるよう普及啓発や地域との連携に努めて参ります。</p>
13	<p>【71 ページ】 表彰制度について何らかのテーマ定め、お互いに活動するべきと思います。</p>	1	<p>ご意見として承り、今後検討して参ります。</p>
14	<p>【71 ページ】 行政によるグリーン購入等の促進は評価。 市役所各課から郵送封筒がリサイクルなのかが不明。封筒も再生と分かるようにしたほうが。専用の封書は各課が勝手に仕様決定している様だが、共通仕様を設け環境対策をすべきと考える。主に会計課が実施しているが、排出方法を環境対策課が助</p>	1	<p>循環型社会の形成のために、本市では引き続き再生品等使用を推進して参ります。併せて、ごみの減量化を図るため、関係各課との情報共有や業務連携を強化し、組織全体でのごみ排出抑制意識の醸成を図って参ります。</p>

	<p>提言すべきと思う。また、県にもそのように共有していただきたい。</p> <p>郵送する数の抑制されてないように思える。特に保健、福祉、教育は排出の抑制、納税、税務の各課は縮小化に努めるべきと考えます。</p>		
15	<p>【75 ページ】</p> <p>紙類の分別徹底を推進していくようですが、紙はいろんな種類があるので、わかりやすくしてくれるとありがたいのと、食品類の紙容器はどのようにしたらいいか説明必要と考えます。また、個人情報となると紙シュレッダーにしなければならないので、分別方法の排出を考えた方がいいと思います。</p> <p>茨城県での計画で容器包装廃棄物の種類ごとの計画策定状況には龍ヶ崎市組合は未達成となっている</p>	1	<p>紙資源をはじめとする資源物の分別区分やその排出方法等について、市民への分かりやすい情報提供に努めて参ります。</p> <p>なお、ご意見を頂きました容器包装廃棄物にかかる再資源化の取組につきましては、今後のごみ減量対策を検討する際の参考とさせていただきます、本市より発生するごみの中間処理を担う龍ヶ崎地方塵芥処理組合及びその構成自治体と調査検討して参ります。</p>
16	<p>【80 ページ・83 ページ】</p> <p>施策 6-2 明確には近隣自治体は複数箇所でしょうか？また、県外にも対応できるのでしょうか？</p> <p>施策 4-2 維持管理費の削減は長期寿命に対し、削減は不可能と考えます。</p> <p>ゴミ削減したほうが現状の維持管理費を維持できると考えますので、ゴミ自体を資源化、助成した方が得策と考えます。施策 4-4 維持管理費とごみ処理技術と繋げて考慮すべきと考えます。</p>	1	<p>災害時及び突発的な事故に起因し、ごみの適正処理が困難となる事態に対応するため、茨城県県南県西地区の12自治体による協定を締結することで、一般廃棄物の適正な処理体制の確保に努めております。</p> <p>また、ごみ処理施設については財政負担軽減に資するよう計画的な維持管理を行い、円滑で適正な運転管理を行っておりますが、ご意見のとおり、ごみの資源化の推進については、施設の延命化並びにごみの減量化へと繋がる大切な取り組みでもありますので、市民のリサイクル意識の醸成に向けた取り組みを幅広く展開していきたいと考えます。</p>
17	<p>【68 ページ・69 ページ・82 ページ】</p> <p>わがまちクリーン大作戦の活動について 当計画になかったので。</p> <p>関連付けとしては不明ですが、活動内容が触れてなかったので記載要と判断します。</p> <p>地域づくり推進課 が策定？した区・自治会・町内会 活動の手引き令和5年版 P45 の内容 と 当計画との関連は</p> <p>不法投棄は ◆施策 6-1 ◆ 不法投棄対策の推進</p> <p>その一環でその月(第一日曜)に実施するボランティア◆施策 6-4 ◆ 市民組織の活用について</p>	1	<p>「わがまちクリーン大作戦」によるボランティア清掃については、不法投棄撲滅に係る取り組みの一環として実施されているため、83ページ◆施策 6-1 ◆不法投棄対策の推進の中に「また、「わがまちクリーン大作戦」などのボランティア清掃を通じ、ごみの適正排出及び不法投棄撲滅への意識の醸成に努めます。」と追記修正いたします。</p>

	<p>(1) 市民による発生・排出抑制</p> <p>1) 啓発事業の推進</p> <p>2) 市民協働の推進</p>		
18	<p>ペットボトルと同じ色のおかずなど入れて売っている入れ物は資源となりませんか（もえるごみにしないで）</p>	1	<p>ご提案頂きましたプラスチック製容器包装の資源化についてですが、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化とともに、分別収集、自主回収、再資源化などの基本方針に基づく体制作りが求められておりますことから、本市においても今後、この基本方針に基づく施策を検討して参ります。</p>

別紙 図表修正一覧

No.	訂正前	訂正後								
1	<div style="text-align: center;"> <div data-bbox="291 316 1052 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     龍ヶ崎市都市計画マスタープラン                      龍ヶ崎市環境基本計画等                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="291 491 1052 598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ごみ処理基本計画                      (15年の長期計画)                 </div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div data-bbox="1243 300 2072 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="1243 419 2072 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     龍ヶ崎市環境基本計画                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="1243 539 2072 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ごみ処理基本計画                      (15年の長期計画)                 </div> </div>								
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                     H38（2026年度）については、                      ごみ処理基本計画における                      最終年度（H35年（2023）年度）                      の予測値である 550g を目標                      値とする                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     H38（2026年度）については、                      ごみ処理基本計画における                      最終年度（H35年（2023）年度）                      の予測値である 22.4%を目標                      値とする                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ベース値の内訳：                      厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）                 </td> </tr> </tbody> </table>	備 考	H38（2026年度）については、 ごみ処理基本計画における 最終年度（H35年（2023）年度） の予測値である 550g を目標 値とする	H38（2026年度）については、 ごみ処理基本計画における 最終年度（H35年（2023）年度） の予測値である 22.4%を目標 値とする	ベース値の内訳： 厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                     H38（2026）年度については、                      平成 20 年 3 月に策定されたご                      み処理基本計画における最終年                      度（H35（2023）年度）の予測                      値である 550g を目標値とする                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     H38（2026）年度については、                      平成 20 年 3 月に策定されたご                      み処理基本計画における最終年                      度（H35（2023）年度）の予測                      値である 22.4%を目標値とする                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ベース値の内訳：                      厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）                 </td> </tr> </tbody> </table>	備 考	H38（2026）年度については、 平成 20 年 3 月に策定されたご み処理基本計画における最終年 度（H35（2023）年度）の予測 値である 550g を目標値とする	H38（2026）年度については、 平成 20 年 3 月に策定されたご み処理基本計画における最終年 度（H35（2023）年度）の予測 値である 22.4%を目標値とする	ベース値の内訳： 厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）
備 考										
H38（2026年度）については、 ごみ処理基本計画における 最終年度（H35年（2023）年度） の予測値である 550g を目標 値とする										
H38（2026年度）については、 ごみ処理基本計画における 最終年度（H35年（2023）年度） の予測値である 22.4%を目標 値とする										
ベース値の内訳： 厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）										
備 考										
H38（2026）年度については、 平成 20 年 3 月に策定されたご み処理基本計画における最終年 度（H35（2023）年度）の予測 値である 550g を目標値とする										
H38（2026）年度については、 平成 20 年 3 月に策定されたご み処理基本計画における最終年 度（H35（2023）年度）の予測 値である 22.4%を目標値とする										
ベース値の内訳： 厨芥類（39.6%）・紙類（27.0%）										

6	種類		内容		種類		内容	
	ごみ袋1枚当 たりの金額	燃やすごみ	大：110円、小：70円		指定ごみ袋	燃やすごみ	大：11円/枚、小：7円/枚	
		燃やさないごみ	大：90円、小：80円			燃やさないごみ	大：9円/枚、小：8円/枚	